

令和8年度理工系分野における女性の活躍推進事業実施業務 基本仕様書

1 業務名

令和8年度理工系分野における女性の活躍推進事業実施業務

2 業務の目的

理工系分野を希望する女子中高生等が、主体的に進路を選択できるよう、「理工系＝男性」といった性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図り、理工系分野における女性の人材育成を促進する。

3 実施期間

契約締結の日から令和8年12月31日まで

4 業務の概要

業務について、以下の条件を満たし、発注者との協議の上、実施するものとする。

(1) イベントの実施

ア 日時

令和8年8月から令和8年10月のうちの1日

開催時間はおおむね10時から16時の間で4時間以上（設営・撤収時間を除く）。

イ 場所

公共交通機関を利用する参加者にとって、利便性の高い場所を確保する。

ウ 参加対象

広島市内在住、又は広島市内の学校等に在学する女子中学生、女子高校生、その保護者及び教員等

エ 内容

理工系分野で活躍する女性の企業人や研究者等による講演会を開催するとともに、企業等による仕事体験ブース及び大学による取組紹介ブースの設置を行う。

オ 参加費

無料

カ その他

ア及びイについては、発注者と受託者が協議の上、発注者が決定するものとする。

(2) 学校等への講師派遣

ア 日時

契約締結の日から令和8年12月31日まで

イ 場所

派遣先の講堂・体育館・教室等、参加者にとって利便性の高い場所を確保する。

ウ 派遣対象

広島市内の中学校、高等学校など

エ 内容

広島市内の中学校、高等学校等に講師派遣の希望を募り、派遣を希望する学校等において、

講演会等を実施する。

オ 参加費

無料

カ その他

ア及びイについては、発注者と受託者が協議の上、発注者が決定するものとする。

5 委託業務内容

(1) イベントの実施について

ア イベント全体について

- (ア) 本仕様書の「2 業務の目的」及び下記項目を踏まえた、イベント全体の設計を行うこと。
- (イ) 理工系分野への理解が深まり、かつ大学（理工系学部）等への進学や市内企業等への就職意欲の向上につながる内容とすること。
- (ウ) 事務局の運営に当たっては、イベント運営に必要な体制を整備し、問合せ対応等を行うこと。
- (エ) イベントの周知・情報発信については、おおむね次のような内容を基本とし、より効果的な内容を提案すること。
 - a リーフレット、チラシ、ポスター等の広報媒体の作成・配布
 - b その他多様な媒体や機会を利用した情報発信
 - c 本市の魅力発信につながる効果的な情報発信
- (オ) イベントへの参加申込の受付及び申込者への対応を行うこと。また、参加申込については、Webでの予約受付を必須とする。なお、参加申込の受付の際に、参加者から講師等への質問を受け付ける仕様とすること。
- (カ) イベントの実施に当たっては、現在、発注者が確保している場所（JMSアステールプラザ（広島市中区加古町4番17号））を無料で活用することができる（詳細は表1のとおり）。

表1

	日程	予約時間	場所
1	令和8年8月5日（水）	午前9時～午後5時	中ホール
		午前9時～午後4時	大会議室A
2	令和8年9月13日（日）	午前9時～午後6時	大会議室A及び大会議室B
		午後1時～午後6時	中会議室
3	令和8年10月17日（土）	午前9時～午後6時	大会議室A及び大会議室B
		正午～午後6時	中会議室

- (キ) イベントに必要な機材、資材等を準備し、会場の設営及び撤収を行うこと。
- (ク) 当日の運営及び進行について、イベントの司会進行を含め、運営管理を行うこと。
- (ケ) イベント実施後、原則、全出展企業、大学等及び全参加者に対するアンケートを実施し、集計・分析を行った上で、「8 報告書等の提出について」に定めるとおり市に報告すること。
- (コ) イベント参加者からの質問、問合せ等に応じられるよう専用窓口を設けるなど、参加者が理工系分野への関心をさらに深めることができるようなフォローアップ体制を整備

すること。

イ 講演会の実施

おおむね次のような内容を基本とし、より効果的な内容を提案すること。

なお、講演会の内容、講師の選定及び人数、参加人数等については、発注者と受託者が協議の上、発注者が決定するものとする。

(ア) 実施回数・時間

実施回数は1回、時間は60分とする。

(イ) 講演会の内容

参加者が、性別にかかわらず主体的に自分自身の生き方を選択できるよう、理工系分野の進路や職業に関する理解を深められるような内容とすること。

(ロ) 講師について

講師の選定に当たっては、内閣府男女共同参画局の「STEM Girls Ambassadors（理工系女子応援大使）」を活用するなど事業の目的に合致する講師を選定すること。

(ハ) 参加人数

100人以上とする。

(ニ) 実施方法

a 会場に参加者及び講演者が来場する対面開催

b 中継によるオンライン開催

なお、bについては、参加者が容易に閲覧できる視聴環境を構築すること。

(ホ) 講演会内容詳細

a 参加者入室

開始20分前を目安に、参加者の入室時間を設ける。

b 挨拶・説明

主催者から参加者への挨拶及び当日の進行説明。必要に応じて、受託者から当日の進行について補足説明を行う。

c 自己紹介・講演

講演者がPPT等を使い、自己紹介及び理工系分野への進路選択等に関するプレゼンテーションを行う。

d 質疑応答

当日参加者からの質問に対して回答する。

ウ ブースの設置

企業及び大学等が、参加者に対し、自社あるいは本学の取組を紹介するなど、セミナー形式等のブースを出展するものとし、出展に当たっては、本仕様書の「2 業務の目的」を踏まえたイベント全体の設計を行うとともに、次の事項を行うこと（ブースの内容は、表2のとおり）。

(ア) ブースの内容の企画

参加者が、理工系分野の研究や職種に関心を持つような体験ができる内容とすること。可能な限り、参加者の体験や参加を伴うものとする。

(イ) 出展企業や大学等の申込受付・開拓

出展企業を募集し、申込の受付を行う。申込が多数の場合、発注者との協議により出展企業及び大学等を選定する。なお、発注者の求めに応じ、発注者と協力し、出展企業

や大学等の開拓を行う。

(ウ) 出展企業の調整、プログラム作成支援

イベントに出展する企業と出展に向けた調整を行うとともに、必要に応じ、出展内容に関する企業への支援を行う。

(エ) その他、ブースの出展・運営に必要な事項

- a ブースの内容や企業及び大学等の選定については、発注者と受託者が協議の上、発注者が決定するものとする。
- b 講演会への参加者がブースに立ち寄ることができるよう、開催場所等の周知を工夫すること。

表2 ブースの内容

	項目	内容
1	開催回数	1回
2	参加対象	原則、広島市内在住、又は広島市内の学校等に在学する女子中学生、女子高校生とその保護者、教員等。
3	出展企業数	10社程度 ただし、参加企業は次の要件を必ず満たす認知度の高い上場企業とする。 <ul style="list-style-type: none">・ 原則広島市内に本社又は支社を有すること。・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく一般事業主行動計画を策定済であること。
4	出展大学数	5校程度 <ul style="list-style-type: none">・ 原則広島市内にキャンパスを有し、かつ理工系分野の学部を設置している大学（ただし、広島市内のキャンパスに該当学部を有する必要はない。）

エ 学校等への講師派遣

おおむね次のような内容を基本とし、より効果的な内容を提案すること。

なお、派遣先の選定、講演の内容等については、発注者と受託者が協議の上、発注者が決定するものとする。

(ア) 派遣回数

2校以上

(イ) 派遣先学校等の申込受付・開拓

派遣先の学校等を募集し、申込の受付を行う。申込が多数の場合、発注者との協議により派遣先の学校等を選定する。なお、発注者の求めに応じ、発注者と協力し、派遣先の学校等の開拓を行う。

(ウ) 講演内容

参加者が、性別にかかわらず主体的に自分自身の生き方を選択できるよう、理工系分野の進路や職業に関する理解を深めるような内容とすること。

(エ) 講師について

講師の選定に当たっては、内閣府男女共同参画局の「STEM Girls Ambassadors（理工系女子応援大使）」を活用するなど事業の目的に合致する講師を選定すること。

オ その他独自提案

上記ア～エのほか、本業務に係る効果的な取組について提案し、発注者と協議の上、実施すること。

6 打合せ協議等

- (1) 本業務の履行に係る打合せ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行うものとする。
なお、委託期間の途中において発注者が報告を求める場合は、それに応じること。
- (2) 打合せ協議の結果は、受託者が記録・整理の上、当該打合せ協議後、速やかに発注者に提出すること。
- (3) 受託者は、受託決定後速やかに発注者と打合せを行い、その内容を基にイベントまでの全体スケジュール（案）を発注者に提示すること。
- (4) イベント実施に向けて会場のレイアウトや配信方法について技術的なアドバイスを行うこと。
- (5) イベントの内容及び大まかな流れは、発注者が決定すること。受託者はその内容に基づき、受託者を含めた運営者及び登壇者の当日の役割分担が共有できる進行表・タイムスケジュール案・シナリオ案を作成すること。
- (6) 発注者と調整の上、会場の下見を実施すること。必要に応じて実施施設及び主催者・登壇者と調整して録画テストを行うこと。
なお、イベント実施より1か月前までに下見を実施するものとする。

7 委託業務実施計画書の作成

受託者は、契約締結後10日以内に委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出し承認を得ること。

8 報告書等の提出について

本業務に関する作成物、購入物品、成果品等の管理及び権利の帰属は、全て発注者とする。受託者は、次のとおり成果品を納品すること。

- (1) 月次報告書
翌月10日までに、事業の進捗状況等が分かる報告書（任意様式）を提出すること。報告事項は次のとおり。なお、報告事項がない場合は、その旨を報告すること。
ア イベントの概要が分かる議事録
イ イベント参加者等へのフォローアップの内容
- (2) 委託業務実施報告書
事業完了後、事業の成果、課題の分析結果、効果向上提案等を記載した委託業務実施報告書（任意様式）を速やかに提出すること。
- (3) 業務成果に係る電子データ
Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint のいずれかの形式で保存したCD-R等 1枚
- (4) その他
発注者からの求めに応じて、受託者の運營業務の状況に関する報告又は証拠書類の提出を行うこと。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者との連絡調整を十分に図ること。
- (2) 本業務による成果品の著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て発注者に帰属するものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。
 - ア 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に発注者に書面により提出し、承諾を得なければならない。
 - イ 発注者が再委託を承諾した場合は、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を扱う場合は、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。
- (5) 本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。
- (6) 本業務は、国の「地域女性活躍推進交付金」を活用する予定の事業であるため、本業務に係る委託料の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を本事業終了後5年間保存すること。なお、業務完了後、会計検査への対応等が生ずる場合がある。
- (7) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者が協議して決定する。